

## 社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会定款

認可 平成 8 年 10 月 1 日

変更 平成 9 年 6 月 2 日 変更 平成 10 年 6 月 24 日

変更 平成 11 年 6 月 30 日 変更 平成 12 年 10 月 1 日

変更 平成 13 年 10 月 1 日 変更 平成 14 年 6 月 19 日

変更 平成 15 年 6 月 24 日 変更 平成 16 年 7 月 26 日

変更 平成 17 年 5 月 27 日 変更 平成 18 年 7 月 19 日

変更 平成 19 年 5 月 1 日

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 連合会は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区寿町一丁目 4 番地に置く。

2 連合会は、従たる事務所を次に掲げる場所に置く。

- (1) 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号
- (2) 神奈川県川崎市川崎区堤根 3 4 番地 1 9
- (3) 神奈川県横須賀市本町二丁目 1 番地
- (4) 神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目 1 1 番 2 9 号
- (5) 神奈川県小田原市酒匂二丁目 3 2 番 1 5 号
- (6) 神奈川県茅ヶ崎市十間坂一丁目 4 番 8 号
- (7) 神奈川県相模原市富士見四丁目 3 番 1 号
- (8) 神奈川県三浦市東岡町 1 番 2 3 号
- (9) 神奈川県秦野市緑町 1 6 番 3 号
- (10) 神奈川県厚木市松枝二丁目 5 番 1 7 号
- (11) 神奈川県大和市中央四丁目 1 番 14 号
- (12) 神奈川県座間市小松原一丁目 4 5 番 2 1 号
- (13) 神奈川県南足柄市岩原 1016 番地 1
- (14) 神奈川県高座郡寒川町小動 9 8 2 番地 2
- (15) 神奈川県平塚市西八幡一丁目 3 番地 2 2 号
- (16) 神奈川県伊勢原市伊勢原二丁目 7 番 3 1 号
- (17) 神奈川県綾瀬市落合北七丁目 1 番 2 0 号
- (18) 神奈川県海老名市杉久保 896 番地の 5
- (19) 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1
- (20) 神奈川県足柄上郡開成町延沢 6 5 6 番地 1
- (21) 神奈川県愛川町角田 251 番地 1

(目 的)

第3条 連合会は、神奈川県内において、高年齢退職者等の希望に応じた就業で、臨時的就業かつ短期的な就業又はその他軽易な業務（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高年齢者が自からの生きがいを実感できる就業援助及び社会参加の増進を図り、もって高年齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的就業かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業（いずれも雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者等のための就業の機会の確保・提供
- (2) 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業又はその他軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者等のための無料の職業紹介
- (3) 臨時的就業かつ短期的な就業及びその他軽易な業務に係る就業を希望する高年齢退職者等のための必要な知識及び技術・技能の付与を目的とする講習会の開催
- (4) 神奈川県内におけるシルバー人材センター事業に関する普及啓発及び調査研究
- (5) 県内シルバー人材センター等の連絡調整
- (6) シニアワークプログラム事業の実施
- (7) その他連合会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 連合会の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種類とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

2 正会員は、連合会の目的に賛同し、臨時的就業かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する原則60歳以上の高年齢退職者等を会員とする民法第34条の法人又は法人格なき社団とする。

3 特別会員は、連合会の目的に賛同し、育成・援助を行う地方公共団体とする。

4 賛助会員は、連合会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会したものであるとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長へ届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 解散又は死亡したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、相当の期間を定めて催告したにもかかわらずこれに応じなかったとき。

(除 名)

第9条 会員が連合会の名誉をき損し、又は定款に反するような行為を行ったときは、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の議決により、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び選任)

第11条 連合会に、次の役員を置く。

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 理事長                     | 1 人            |
| (2) 副理事長                    | 1 人            |
| (3) 常務理事                    | 1 人            |
| (4) 理 事 (理事長、副理事長及び常務理事を含む) | 10人以上15人<br>以内 |
| (5) 監 事                     | 2 人            |

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から互選する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第12条 理事長は、連合会を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐して連合会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、連合会の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、連合会の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第14条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第16条 連合会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 前項に定めるもののほか、事務局長その他の職員に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

#### 第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第17条 連合会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、連合会の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

## 第6章 総 会

### (総会の構成等)

第18条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、連合会の運営に関する重要な事項を議決する。

### (総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員及び特別会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

3 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の場合には、理事会の議決があった日又は請求のあつた日から60日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

### (総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員の中から選任する。

### (総会の定足数)

第23条 総会は、正会員及び特別会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは特別会員を代理人として表決を委任することができる。この

場合において、前2条の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 正会員及び特別会員の現在数
  - (3) 出席した正会員及び特別会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員及び特別会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない連合会の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたととき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事長が緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。
- 3 理事長は、前条第2号に規定する場合には、当該請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第 34 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 35 条 第 26 条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員及び特別会員」とあるのは「理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第 8 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 36 条 連合会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 連合会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第 38 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 連合会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事会の同意を得て理事長が作成し、その年度開始前に総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に収支予算

## 社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会定款

が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(予算の変更)

第40条 緊急に予算の変更の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 連合会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に総会の承認を得なければならない。

### 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 連合会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、連合会と類似の目的を有する他の法人に寄附する。

### 第10章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

附 則 (原始定款の附則)

1 この定款は、主務官庁の設立許可のあつた日(平成8年10月1日)から施行する。

2 連合会の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙の役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

3 連合会の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日(平成8年10月1日)から平成9年3月31日までとする。

- 4 連合会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、平成9年6月2日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
（ただし、以下の部分の定款変更  
（1）神奈川県横浜市中区山下町253番地の1の従たる事務所が、神奈川県横浜  
市港南区上大岡西一丁目6番1号に移転したことによる変更  
（2）神奈川県平塚市追分1番43号の従たる事務所新設による変更）

附 則

- 1 この定款は、平成10年6月24日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
（ただし、以下の部分の定款変更  
（1）神奈川県座間市小松原一丁目2050番地の9の従たる事務所が、住居表  
示実施により、神奈川県座間市小松原1丁目45番21号となったことによ  
る変更  
（2）神奈川県伊勢原市伊勢原二丁目7番31号の従たる事務所新設による変更  
（3）定款第4条第6号が追加され、変更前の同条第6号が第7号に繰り下げら  
れたことによる変更）

附 則

- 1 この定款は、平成11年6月30日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
（ただし、以下の部分の定款変更  
（1）神奈川県秦野市今川町7番30号の従たる事務所を、神奈川県秦野市緑町  
16番3号に移転したことによる変更  
（2）神奈川県綾瀬市深谷3737番地の従たる事務所新設による変更）

附 則

- 1 この定款は、平成12年10月1日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
（ただし、以下の部分の定款変更  
（1）神奈川県海老名市さつき町39番地の1の従たる事務所新設による変更  
（2）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う目的、事業及び  
正会員の変更）

附 則

- 1 この定款は、平成13年10月1日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
（ただし、以下の部分の定款変更  
（1）神奈川県平塚市追分1番43号の従たる事務所が、神奈川県平塚市西八幡

## 社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会定款

---

- 一丁目3番地2 2号に、神奈川県綾瀬市深谷3737番地の従たる事務所が、神奈川県綾瀬市深谷973番地の3に移転したことによる変更
- (2) 目的、事業における一部字句の整理による変更)

### 附 則

この定款は、平成14年6月19日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
(ただし、以下の部分の定款変更)

神奈川県相模原市中央二丁目9番6号の従たる事務所が、神奈川県相模原市富士見四丁目3番1号に移転したことによる変更)

### 附 則

この定款は、平成15年6月24日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
(ただし、以下の部分の定款変更)

神奈川県寒川町岡田610番地の従たる事務所が、神奈川県寒川町小動982番地2に移転したことによる変更)

### 附 則

この定款は、平成16年7月26日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
(ただし、以下の部分の定款変更)

- (1) 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1の従たる事務所新設による変更
- (2) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律の一部改正に伴い、定款3条中に引用している同法条文の号数が繰り上がったことによる変更)

### 附 則

この定款は、平成17年5月27日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
(ただし、以下の部分の定款変更)

- (1) 神奈川県綾瀬市深谷973番地の3の従たる事務所が、住居表示実施により、神奈川県綾瀬市落合北七丁目1番20号となったことによる変更
- (2) 神奈川県足柄上郡開成町延沢656番地1の従たる事務所新設による変更)

附 則

この定款は、平成15年6月24日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
(ただし、以下の部分の定款変更)

神奈川県大和市鶴間一丁目28番5号の従たる事務所が、神奈川県大和市中央4-1-14に移転したことによる変更)

附 則

この定款は、平成19年5月1日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
(ただし、以下の部分の定款変更)

神奈川県海老名市さつき町39番地の従たる事務所が、神奈川県海老名市杉久保896番地5号に移転したことによる変更)

附 則

この定款は、平成17年5月27日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。  
(ただし、以下の部分の定款変更)

(1) 神奈川県愛川町角田257番地の1の従たる事務所が、神奈川県愛川町角田251番地の1の従たる事務所新設による変更)

附 則

この定款は、平成19年5月1日（主務官庁認可書到達の日）から施行する。

(ただし、以下の部分の定款変更

- (1)神奈川県愛川町973番地の3の従たる事務所新設による変更
- (2)高齢者等の雇用の安定に関する法律の一部改正に伴い、定款3条中に引用している同法条文の号数が繰り上がったことによる変更)

別 紙

理 事 長 ( 理 事 )	池 澤 利 明
副 理 事 長 ( " )	土 橋 一 男
常 務 理 事 ( " )	古 尾 谷 勉
理 事	大 橋 為 宣
"	城 田 榮 作
"	江 成 次 郎
"	宮 永 克 巳
"	浅 井 佐 雄
"	井 上 育 三
"	金 井 保 雄
"	小 塩 頼 良
"	関 戸 丈 夫
"	曾 根 秀 敏
"	白 井 康
"	福 田 智 明